

## 入札説明書

LED道路照明灯の賃貸借に係る令和6年5月31日付け愛知県公報第507号公告に基づく一般競争入札を次のとおり実施します。

なお、入札等については、関係法令及び愛知県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

愛知県知多建設事務所に係るLED道路照明灯の賃貸借 一式  
詳細は「LED道路照明灯賃貸借契約仕様書」で示すとおりとします。

#### (2) 調達案件の仕様等

「LED道路照明灯賃貸借契約仕様書」で示す仕様とします。なお、賃借には、当該機器の現場設置作業及び10年間の保守を含みます。

#### (3) 賃借期間

令和7年3月1日から令和17年2月28日まで

本件入札に係る賃貸借契約は、10年の継続使用を前提として行うものです。

ただし、令和7年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できることとします。

#### (4) 設置場所

「LED道路照明灯賃貸借契約仕様書」で指定する場所とします。

#### (5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。  
詳細な入札方法は、「愛知県建設工事関係入札者心得書」によるものとします。

アドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/0000000084.html>

イ 本件入札に係る賃貸借契約は長期継続契約のため、入札書には一切の経費を含めた賃貸借期間全体の総額を記載してください。

#### (6) 賃貸期間満了後の機器の取り扱い

賃貸期間の満了後、当該機器の再リース又は買取りについて、当事者で協議できるものとします。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた単独企業又は第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき2者のうちの代表者とします。

#### (1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

- ウ 確認申請書の提出日から落札決定までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - エ 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の業務の大分類「3. 役務の提供等」、中分類「11. リース・レンタル」のうち小分類「03. 機械器具」に登録されている者であること。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
  - カ 賃貸しようとする物件が1（2）の調達案件の仕様等を満たすものであることを証明した者であること。
  - キ 本件入札において、（2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。
- （2）第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき2者に関する要件
- ア 2者それぞれが、（1）ア、イ、ウ及びオの要件を全て満たしていること。
  - イ 2者のうち、代表者となる者は、愛知県建設局又は都市・交通局が発注する建設工事のうち、電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有するとともに、他の1者が（1）エの要件を満たしていることを証明した者であること。
  - ウ 2者のうち、代表者となる者は、（1）カの要件を満たしていること。
  - エ 本件入札において、単独企業による場合の当事者となるべき者でないこと。
  - オ 本件入札において、2以上の第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

愛知県知多建設事務所 総務課 経理グループ  
半田市瑞穂町2丁目2番地1（郵便番号475-0828）  
電話（0569）21-3230  
FAX（0569）21-3232  
電子メール chita-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp

### 4 競争入札参加資格の確認等

- （1）入札に参加しようとする者は、ア～ウに記載の書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。また、当該物件を第三者をして貸し付けようとする者は、ア～ウに記載の書類に加えて、エに記載の書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）
  - イ 申立書（様式2）
  - ウ 仕様適合証明書（様式3）
  - エ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式4）なお、競争入札参加資格の確認に必要な確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(2) 提出方法及び提出期間

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより、(1)に記載の書類を次の期間内に提出してください。なお、提出先は3のとおりです。また、書類を提出する際の留意事項は14(5)のとおりです。

令和6年5月31日（金）午前9時から

令和6年6月10日（月）午後5時まで

(3) 期限までに確認申請書及び関係書類を提出していない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

(4) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用することはしないものとします。

ウ 愛知県が指示した場合を除き、提出期間後における書類の差替え及び追加提出は認めません。

(5) 競争入札参加資格の確認結果の通知方法

確認申請書を提出した者に対して、令和6年6月26日（水）午後5時までに競争入札参加資格の有無を電子メールにより通知します。

なお、競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。

説明を求めるときは、令和6年7月5日（金）までに愛知県知多建設事務所総務課経理グループにその旨を記した書面を持参しなければなりません。

理由は、令和6年7月9日（火）までに書面で回答します。

## 5 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札説明書に対する質問は、次の期間内に3の場所まで持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出してください。質問書の様式は任意ですが、必ずメールアドレスを記載してください。なお、書類を提出する際の留意事項は14(5)のとおりです。

令和6年5月31日（金）午前9時から

令和6年6月 4日（火）午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、令和6年6月10日（月）までに電子メールにより行います。また、令和6年6月10日（月）から令和6年7月9日（火）まで、愛知県知多建設事務所のウェブページに回答を掲載します。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chita-kensetsu/led-lease.html>

## 6 入札期間及び開札の日時等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年7月12日（金） 午前10時30分

愛知県知多建設事務所 1階 大会議室（半田市瑞穂町2丁目2番地1）

入札書は、入札当日に持参してください。ただし、入札当日に入札書を持参できない場合は、次のいずれかにより事前に入札書を提出してください。

ア 持参による方法

3の場所に、令和6年7月10日（水）から令和6年7月11日（木）まで（日

曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に持参してください。

イ 郵送（書留郵便に限る。）による方法

3の場所に、令和6年7月11日（木）午後5時までに必着とします。

(2) 入札の執行回数

2回を限度とします。

1回目の開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は1回目の開札後、行うこととしますが、入札期間及び開札日時については別途電子メールにて連絡します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者又は1回目の入札で無効な入札をした者は再度入札に参加することができません。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札期日までに、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金の納付又は愛知県財務規則（昭和39年愛知財務規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に規定する入札保証金に代わる担保の提供をしなければなりません。ただし、財務規則152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(2) 入札に参加しようとする者が、財務規則第152条の3の規定に基づき、入札保証金の全部又は一部の納付の免除を希望するときは、次のとおり必要な手続きを行ってください。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結することにより入札保証金の納付の免除を希望するときは、愛知県知多建設事務所総務課経理グループに令和6年6月10日（月）午後5時までに申し出のうえ、当該入札保証保険に係る保険証書を令和6年7月8日（月）午後5時までに提出してください。

イ 過去の実績から入札保証金の納付の免除を希望するときは、入札保証金納付免除申請書（様式5）を令和6年6月10日（月）午後5時までに持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールより提出してください。確認結果については、令和6年6月26日（水）までに電子メールにて通知します。

※ 「過去の実績」は、以下の全ての要件を満たしている実績を有することが必要で、提出された資料等に基づき確認します。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人または法令に基づく公社等との契約実績であること
- ② 機械器具の売渡又は賃貸及び機械器具の保守業務の契約実績であること。（「売渡又は賃貸」と「保守業務」の契約実績は、必ずしも同一案件での契約である必要はなく、それぞれで契約実績があれば可とします。）
- ③ 平成30年4月1日から競争入札参加資格確認申請書の提出日までの間に1年以上にわたって履行した実績があること。（「売渡」については、契約の締結実績で可としますが、保守業務についての1年以上の履行実績が必要となります。）

提出場所

3に記載のとおりです。また、書類を提出する際の留意事項は、14（5）の

とおりで。

【参考 愛知県財務規則第152条の3】

(入札保証金の納付の免除)

第二百五十二条の三 契約担当者は、契約の締結に当たり一般競争入札の方法によろうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 入札に参加しようとする者が政令第百六十七条の五の規定により知事が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしようとする者は、令和6年6月10日(月)午後5時までに愛知県知多建設事務所総務課経理グループにその旨を申し出てください。納付期日等必要な事項を通知しますので、この通知に基づき入札保証金の納付を行ってください。
- (4) 入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供がなく、入札保証金を免除される者であることが確認できない場合、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。

## 8 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定時において、2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当します。

## 9 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 10 契約

### (1) 契約書作成の要否

要(契約書(案)のおり)

### (2) 契約書の作成方法

電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約書」という。)を作成します。電子契約利用申込書(様式6)を令和6年6月10日(月)午後5時までに持参、郵便(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出してください。書類を提出する際の留意事項は14(5)のおりです。ただし、電子契約書により難しい場合は紙の契約書を作成することとします。

- (3) 落札者は、落札決定後、契約担当者が電子契約サービスにアップロードする電子契約書に遅滞なく電子署名をしなければなりません。なお、紙の契約書による場合は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく契約担当者に提出し

なければなりません。

- (4) 落札者が正当な理由なく契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失うものとします。

## 11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結時まで、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（財務規則第129条の4に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければなりません。
- (2) 落札者が、財務規則第129条の3に該当するときは、契約保証金の全部、又は一部の納付を免除するものとします。
- なお、同条第1号に基づき契約保証金の全部、又は一部を免除されるには、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければなりません。また、同条第3号における「過去の実績」については、7（2）イ※の内容と同様とします。
- (3) 契約保証金に代わる担保として定期預金債権を提供するときは、当該債権に質権を設定し、当該定期預金証書及び当該定期預金債権の債務者である金融機関の確定日付けのある承諾書の提出が必要です。
- (4) 契約保証金に代わる担保として銀行等又は保証事業会社の保証を提供するときは、当該保証を証する書面の提出が必要です。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

### 【参考 愛知県財務規則第129条の3】

#### (契約保証金の納付の免除)

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 略

三 政令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四以下 略

## 12 支払条件

契約書（案）のとおり

## 13 特定の不正行為等に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 合意書1（7）アに規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除します。また、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (3) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

## 14 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、この入札説明書を熟読の上、公正かつ適正に入札しなければなりません。
- (2) この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県物品等電子調達実施要領及び愛知県建設工事関係入札者心得書に基づいて入札を執行します。  
ただし、愛知県建設工事関係入札者心得書第27条において、「建設工事等電子入札実施要領」とあるのは、「愛知県物品等電子調達実施要領」とします。
- (3) 確認申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 落札決定から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当することとなった場合、原則として契約を締結しないものとします。また、この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
  - ア 「合意書」1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けた場合
  - イ 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けた場合
- (5) 書類を提出する際の留意事項
  - ア 持参する場合  
提出書類の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。なお、日曜日、土曜日及び休日は閉庁日ですので注意してください。
  - イ 郵送する場合  
郵送により提出する場合は一般書留又は簡易書留に限り、各提出書類の提出期間最終日の午後5時必着とします。
  - ウ 電子メールで提出する場合  
電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは7MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールで書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (6) 問い合わせ先  
愛知県知多建設事務所 総務課 経理グループ  
半田市瑞穂町2丁目2番地1 (郵便番号475-0828)  
電話 (0569) 21-3230  
FAX (0569) 21-3232  
電子メール [chita-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp](mailto:chita-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp)